

平成 21 年 12 月 8 日
21(達)第 34 号

埋設処分業務・評価委員会の設置について

(目 的)

第1条 埋設処分業務規程(21(規程)第 33 号)第 6 条第 4 項に基づき、独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)における埋設処分業務の実施状況の評価を適正かつ厳正に実施するとともに、年度計画の作成及びその他埋設処分業務に関する事項について審議するため、埋設処分業務・評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の所掌業務)

第2条 委員会は、各事業年度における埋設処分業務の実施状況に対して評価を行う。

2 委員会は、前項に掲げる事項について、意見を述べることができる。

3 委員会は、年度計画の作成に際し、その計画内容について審議し、意見を述べる。

4 委員会は、埋設処分業務の計画、進捗等について、埋設事業推進センター長(以下「センター長」という。)の求めに応じて審議し、意見を述べる。

(委員会組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員長は、委員の互選により決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長が事故等の理由によりその職務を実施できない場合には、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委 員)

第5条 委員は、機構が行う埋設処分業務に関連する分野に精通する機構外の専門家及び有識者で、十分な評価能力を有し、かつ、次の各号のいずれにも該当しない公正な立場で評価を行うことができる者とする。

(1) 機構の経営又は事業運営に関する企画及び立案(当該個別事業案件に直接関係しないものは除く。)に関する会議等に出席し、謝金を受ける者(年に数回程度行われる提案公募事業の審査等に係る謝金を受ける者は除く。)

(2) 機構が実施する講演等に講師等として出席し、継続的に報酬を受けている者。

2 委員は、センター長の推薦を受け、理事長が委嘱する。

(作業会)

第6条 委員会は埋設処分業務の詳細な内容等を調査及び検討する必要があると認めるときは、

作業会を置くことができる。

- 2 作業会は委員及び作業会メンバーをもって組織する。
- 3 作業会メンバーは、前条第1項に準じて委員長が選任し、理事長が委嘱または任命する。
- 4 作業会に属すべき委員は、委員長が選任する。
- 5 作業会の業務を総理させるため、作業会に主査を置く。
- 6 主査は、当該作業会に属する委員のうちから、委員長が選任する。
- 7 主査に事故等があるときは、当該作業会に属する委員(委員がいないときは作業会メンバー)のうちから、委員長が選任する者がその職務を代理する。

(任 期)

- 第7条 委員長、委員及び作業会メンバー(以下「委員長等」という。)の任期は、2年以内とする。ただし再任を妨げない。
- 2 委員長等が任期の途中で交代した場合の新任の委員長等の任期は、前任者の残任期間とする。

(招 集)

- 第8条 委員会は委員長が、作業会は主査がそれぞれ必要と認めるとき、又はセンター長の求めに応じて、委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、機構の役職員その他の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(議 決)

- 第9条 委員会は委任状を含めて委員の過半数が出席しなければ、議決することができない。
- 2 委員会の議事は、委員で会議に出席した者の過半数をもって決定するものとする。ただし過半数をもって決定することができないときは、委員長が決定する。

(審議結果等の取扱い)

- 第10条 委員会の審議結果等は、センター長が必要に応じて理事会議等に附議し、埋設処分業務に反映させる。

(事務局)

- 第11条 委員会及び作業会の事務は、埋設事業推進センターが行う。

(その他)

- 第12条 この達に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については、センター長が別に定める。

附 則

この達は、平成21年12月8日から施行する。